

英国オンライン授業における著作物の教育利用について

李 凱

概要：日本では、コロナ禍における遠隔授業において、教育機関の設置者は著作権者に補償金を支払うことで他者の著作物を公衆送信できるような著作権法を改正した。本学も著作権ガイドラインを作成・公表した。しかし、具体的に各メディアをどのようにオンライン授業に利用するかに関する参考事例が少なかった。本稿では、コロナ禍における英国大学のオンライン授業の著作物の教育利用について紹介する。主にバース大学で公開されているメディア利用ガイドラインを解説し、各メディアの利用方法を説明する。本稿により、今後ポストコロナにおける著作物の教育利用に関する政策の策定、著作権取扱い方法などに参照枠組として大学教育の発展に寄与する。

キーワード：コロナ、オンライン授業、国際比較、著作権

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行に伴い、2020（令和2）年2月27日に内閣総理大臣による小中高校特別支援学校の休業要請が行われ、3月から小中高大すべての校種において、対面での教育機会が制限される状況となった。そして、4月からの新年度において、多くの学校でオンライン教育が実施されることになり、教育現場では環境整備や授業準備などの対応に追われることになった（望月ほか、2020）。

オンライン教育を実施するうえで問題になるのが著作権である。従前の著作権法第35条¹（学校その他の教育機関における複製）においては、学校等の教育機関において教育を担当する者が、授業の過程において対面授業で児童生徒学生に頒布するため、または児童生徒学生が授業の過程で学習する目的で、授業の過程に必要と考えられる限度において、インターネットや書籍から図表や写真、映像等の第三者が作成した著作物を複製したり、児童生徒学生が受講する主教室における授業を同時に受信する者に対して第三者著作物を公衆送信したりすることは

認められていた。しかし、対面授業の予習・復習用の資料等を、インターネットを介して学習管理システム（Learning Management System: LMS）等を用いて公衆送信することは、著作者や著作権者の許諾なしに行うことは認められておらず、オンライン教育を行ううえで支障が生じることが予想される。これらの背景から、文部科学大臣の休業要請から1か月半後の2020年4月10日、「教育の情報化と質向上」を目的として改正された著作権法第5条を4月中に「施行」する政令が閣議で決定された。

この法施行²により、著作権者の許諾を得ずとも、インターネットを利用したオンデマンド型の在宅オンライン学習や完全非対面式のスタジオ型リアルタイム遠隔授業などにおいて、他者の著作物の一部、または全部を公衆送信できるという改正第35条1項の規定が有効となった。加えて、改正第35条2項一授業目的で著作物の公衆送信を行う場合、教育機関の設置者は著作権者に補償金を支払うとする規定も有効となったが、2020年度に限定した著作権者の「特別の配慮」により無料となっている³。

上記の著作権法改正により、「授業目的公衆送信補償金制度」を利用するため、学校等の教育機関の

1 著作権法e-Gov法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=345AC0000000048>

2 令和2年度における授業目的公衆送信補償金の無償認可について https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/2020042401.html

3 授業目的公衆送信補償金規程 <https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/hoshokinkitei.pdf>

設置者（地方公共団体、学校法人等）が補償金を支払う対象となる、著作権者等によるワンストップの団体が指定されることとなり、2019（平成31）年2月に一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（略称：SARTRAS）が当該団体として文化庁の指定を受けた。

日本教育における著作権の取扱いについては、他国に比べ10年以上遅れていると言われる。オンライン授業や授業ビデオ配信などでの著作権取扱いに関して誤解や混乱がよく見られる。例えば、補償金の支払いをすれば、著作権者の許諾を得ずに利用できることを、出典を明示せずに利用できることと混同する事例を良く見かける（芳賀、2020）。

本学が2020年5月に「遠隔授業実施にかかわる著作権ガイドライン」と「遠隔授業受講ルール（遠隔授業と情報倫理）」を作成し、教職員及び学生限定に公表した。しかし、ガイドラインは著作権法に関する解説、注意すべき点、情報倫理などに関する文章だけで構成され、具体的に個々の事例、各メディアをどのように利用するかに関する詳しい説明がなかった。教職員にとって、著作権など法的な説明より、実際にどのように正しく各著作物を利用するかが重要と考えられる。

本稿では、英国における著作権に関連する法案、及び著者が学外研修先バース大学で公開されているメディア利用ガイドラインについて解説し、具体例を挙げながら各メディアの利用方法を紹介する。

本稿により、今後ポストコロナにおける著作物の教育利用に関する政策の策定、著作物の取扱い方法などに参照枠組として大学教育の発展に寄与する。

2. 英国の著作権に関連する法律

(1) CDPA 著作権、意匠および特許法⁴ 1988年（Copyright, Designs and Patents Act 1988）はイギリスの著作権法の基礎となる現行の主要な法案である。主に著作権、意匠権、特許、実演家の権利などを包括的に規定する法案である。その中の第33条教育利用集（Anthologies for educational use）

は著作権を侵害することなく教育目的に利用できる選集である。この規定により、教育の目的において適切な出典を明示すれば、著作権侵害にはならずと認められる。

(2) DPA データ保護法2018（Data Protection law⁵）：イギリスの個人データ保護に関する主要な法案である。この法案は、EUの一般データ保護規則（GDPR: General Data Protection Regulation）をイギリス国内法に組み込み、さらにイギリス独自の要素を加えた法案である。個人データは公正、合法的、透明的に使用する必要がある。この法案はデータの収集目的、最小限使用、正確性の確保、保持期間の制限など原則が決められている。

(3) DMCA デジタルミレニアム著作権法（Digital Millennium Copyright Act）はアメリカで1998年10月に制定・施行された連邦法⁶である。主にデジタル時代の著作権問題に対応するために1996年12月に成立した世界知的所有権機関（WIPO: World Intellectual Property Organization）の著作権条約および実演・レコード条約にアメリカ国内法を適合させるための法律である。主な規定として、デジタル情報の複製を防止・制御する技術的保護手段（DRM: Digital Rights Management）を回避するソフトウェアなどの開発・頒布を禁じたことと、インターネット上での著作権侵害事案についてインターネットサービスプロバイダ（ISP: Internet Services Provider）など発信者と受信者の中間にある事業者の責任や手続きを明確化したことの二点が挙げられる。その中のタイトルIV：その他の規定（Miscellaneous Provisions）は遠隔教育（Distance Education）における著作物使用に関する規定がある。教育機関は、関連条件を満たせば、著作物の使用が著作権侵害にならないと決められている。

DMCAはアメリカの法律であるが、イギリスでも利用者数の多い検索エンジン「Google」はアメリカの企業であるため、Googleを利用する際にDMCAに該当する。

(4) CLA 著作権ライセンス機構（Copyright Licensing Agency）は、著作権管理において重要な役割を果

4 Copyright, Designs and Patents Act 1988, <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1988/48/contents>

5 Data Protection Law, <https://www.gov.uk/data-protection>

6 DMCA, <https://www.copyright.gov/legislation/dmca.pdf>

たす英国の組織である。CLAは著作権者とコンテンツ利用者の橋渡しとなり、著作物のコピーや再利用の許諾を得る過程を簡素化する。CLAは教育機関に印刷物やデジタル出版物の一部をコピーや再利用できるライセンスを発行し、これらのライセンスの料金を徴収し、著作権者に印税を分配する。利用者は個別の許諾なしに著作物に合法的にアクセスできる。また、権利者にとって、自身の作品の使用に対する公平な報酬を確保できる。

(5) その他、著作権に関連規則がある。例えば、1992年著作権（コンピュータプログラム）規則（Copyright (Computer Programs) Regulations）、著作権および関連権規則 1996年（Copyright and Related Rights Regulations 1996）、著作権および権利データベース規則 1997年（Copyright and Rights in Databases Regulations 1997）、著作権（新しい権利）規則 2003年（Copyright and Related Rights Regulations 2003）、著作権および実演家の権利保護期間規則 1995年（2013年改正）（Copyright and Duration of Rights in Performances Regulations 1995 (amended 2013)）、デジタル経済法 2010年（Digital Economy Act 2010）、著作権（孤児著作物）規則 2014年（Copyright and Rights in Performances (Licensing of Orphan Works) Regulations 2014）、著作権（視覚障害者のための著作物へのアクセス）規則 2014年（Copyright and Rights in Performances (Disability) Regulations 2014）、知的財産（侵害および雑則）法 2014年（Intellectual Property (Enforcement, etc.) Regulations 2014）など。

これらの法案は、デジタル時代の進展や国際的な著作権条約への対応など、時代の変化に合わせて適宜改正されている。また、イギリスの欧州連合離脱（Brexit）後も、多くのEU由来の著作権法はイギリス国内法に組み込まれたままとなっている。

3. 英国大学のメディア利用ガイドライン

バース大学が公開した初版Media Usage Guidelines

が2017年9月に作成され、その後Zoom、Twitterなど新しいメディアに関連するガイドラインが随時追加されている⁷。メディアガイドラインの内容はメディアの範囲、著作権の解説、写真、動画、SNS、データなどの著作物の利用方法、同意書、注意事項などが含まれる。

3.1. メディアの範囲

動画、テレビ番組、ニューメディア（ビデオキャスト、ポッドキャスト、ウェブインナーなど）、ラジオ番組、音声、印刷物など、すべてのメディアが著作権法で保護される。教職員が自分自身での判断ではなく、著作権法と大学のガイドラインに遵守しなければならない。自由に利用できるメディアはあるかに対する答えはNothing。しかし、いくつかの例外がある。例えば、著作権者から許諾をもらっている、記録などに伴わない生放送、大学校内の教育活動、著作権の保護期間が満了になったなど例外がある⁸。

メディアの種類と関係なく、利用するときは必ずCredit the ownerをしなければならない（TASL: Title, Author, Source, License 出典を明記する）。

3.2. Consent許諾

著作物を利用する際に著作権者から利用許諾が必要となる。大学で公開した許諾フォームを利用し、著作権者の氏名、連絡先等、著作物、日付など情報を記入し、教員ではなく大学と直接契約をする。

3.3. Creative Commonsメディアの利用

Creative Commons（CCライセンス）はインターネット時代のための新しい著作権ルールで、作者は著作権を保持したまま作品を自由に流通させることができ、受け手はライセンス条件の範囲内で再配布やリミックスなどをすることができる⁹。

CCライセンスは「All rights reserved」（著作権がある状態）と「Public Domain」（保護期間が終了や、権利が放棄されている状態）の中間、“Some rights reserved”（作品を共有する）は限定された

7 バース大学のMedia usage guidelines, <https://www.bath.ac.uk/publications/media-usage-guidelines/>

8 Exceptions to copyright, <https://www.gov.uk/guidance/exceptions-to-copyright>

9 CC ライセンス <https://creativecommons.jp/licenses/>

権利を主張するライセンス形式を提案している。作
り手の権利が守られつつ、誰もが平等に作品を共有
することができる。

作品を利用（再配布やリミックス作品の公開、実
演等）するための条件は4種類がある。

BY（表示）：作品のクレジットを表示すること

BY NC（非営利）：営利目的での利用をしないこと

BY ND（改変禁止）：元の作品を改変しないこと

BY SA（継承）：元の作品と同じ組み合わせのCC
ライセンスで公開すること

これらの条件を組み合わせることができるCCライセン
スは全部で6種類がある。権利者は、自分の作品を
どのように流通させたいかを考え、必要に応じて適
切な組み合わせのライセンスを選ぶことができる。

また、CC Search Portalを利用し、CCライセンス
の画像などメディアを探することができる¹⁰。CCライ
センスの画像が無料で利用できるが、必ず“attribute
the creator of licensed material”、つまりメディア
の周りにTASL（Title, Author, Source, License）を
明記する必要がある。

3.4. AVの利用

人の映った画像や動画を利用する時、DPA⁵デー
タ保護法に従う必要がある。利用する前に許諾や承
諾書を取る必要がある。教室で撮影する時、事前に
撮影することを学生にお知らせする義務がある。ま
た映したくない人にセーフゾーンを設置する必要が
ある。サッカー試合など大人数で個人を特定でき
ない場合は許諾が必要ではない。また、キャンパス内
の通路などパブリックエリアで撮影する場合、偶然
の通過の人から許諾も必要ではない。しかし、少人
数、個人を特定できる場合は許諾が必要である。
また18歳以下の場合は保護者からの許諾が必要で
ある。

3.5. YouTubeの利用

YouTubeは他のメディアと同様、著作権があり、
利用同意書が必要である¹¹。YouTubeにビデオを

アップロードする時、映った全員から許諾を取る必
要がある。YouTubeのFair Use（公正利用）に対す
るよくある誤解は、営利目的でなければ利用できる
、引用すれば大丈夫、30秒以内であれば大丈夫、
音楽をカバーするなら大丈夫などがある。以下の事
例がアップロードしたビデオがFair Use（公正利用）
として考えられる。イベントを撮影した時、背景音
楽が流れている、現実と比較する目的で元の画像や
動画が映っている、Parody（模倣した作品）をし
た時、原作を明記する。

また、教室内でYouTubeの再生は大丈夫だが、
ビデオカメラで講義風景を撮影し、再配布、送信す
る場合は、録画を一時停止する必要がある。

3.6. X（Twitter）の利用

Twitterに投稿する際に、自分で制作した写真、
或いは許諾をもらった写真、著作権がない写真以外
に、外部の写真をTwitterに利用するとき、Embed
ではなく、画像をLinkする必要がある。つまり、
写真の元URLをShareすることしかできない。詳
細はTwitterの著作権に関するポリシーで参考で
きる¹²。

3.7. Facebookの利用

自分が撮影した写真以外、或いは利用許諾承諾書
を貰った写真以外、写真などメディアをFacebook
に直接にアップロードするのは著作権侵害である。
Facebookに掲載された写真をrepostingする時、
Embedではなく、写真のURLをLinkする必要がある。
基本的に写真を右クリックして、写真のURLを
探することができる。もし写真を自分のパソコンにダ
ウンロードし、そのコピーをアップロードする場合
は、著作権者にTakedown通知される恐れがある¹³。
詳細はFacebook著作権ポリシーを参考できる¹⁴。

3.8. Instagramの利用

安全にInstagramにメディアをポストするため、
まずはメディアを自作する、次に著作権者から許諾

10 CC Search Portal <https://search.creativecommons.org/>

11 Youtube著作権A&Q <https://support.google.com/youtube/answer/2797449?hl=en-GB>

12 X著作権に関するポリシー <https://help.twitter.com/ja/rules-and-policies/copyright-policy#8>

13 <https://www.facebook.com/business/help/614897969686730?id=4533021280101097>

14 https://www.facebook.com/help/1020633957973118?helpref=hc_global_nav

を得たメディアだけを利用することができる。特別なソフトを使って写真をダウンロードするのは禁止されている¹⁵。WatermarkなどCMI (Copyright management information) がDMCA⁶に保護されているので、Watermarkを削除したり、隠したりが著作権侵害になる。

3.9. テレビ番組の利用

テレビの番組をオンライン授業で学生に見せたい場合は、BOB (Box of Broadcasts)¹⁶を利用し、無料で自由に学生に配信することができる。BOBはオンラインでオンデマンドやライブで各テレビ番組を視聴できるウェブサービスである。バース大学側がすでにEducational Recording Agency licenseを取得済み、学生が大学のSSO (Single Sign On)¹⁷認証システムを通し、無料でBOBを利用し各テレビ番組を視聴できる。イギリス以外にいる留学生も自国においてUKのテレビ番組を視聴することができる。

3.10. 映画の利用

オンラインではないが、学内で教職員や学生に向き映画を上映する時、PVSL (Public Video Screening License) が必要である。バース大学が毎年FilmBank Media LTD¹⁸から一括でPVSLを購入して、一日約9ポンドだけで学内で映画を上映することができる。FilmBank Media LTDが映画館以外の上映、13000個以上の映画の著作権を管理している。それ以外の映画を上映したい時、STSL (Single Title Screening License)¹⁹を購入し、個別に契約する必要がある。一つSTSLの場合は、Non-Commercial屋内の無料上映は約87ポンド、屋外は153ポンド

がかかる。上映する際、オフィシャルのDVDやBlu-Rayなど物理的なメディアしか利用できない。YouTube、Vimeoなどストリーミングサービスを利用することができない。

3.11. プレゼンテーションにメディアの利用

PPTに写真、動画、文献などメディアを利用する時、著作権に注意しなければならない。CCO²⁰は引用せずに利用できること以外に、CCライセンスの画像を適切に引用する必要がある。また、他の画像を利用する時、教育の目的以外であれば、許諾を貰わなければならない。どのタイプのメディアでも必ず出典を明記する必要がある (attribute the source)。著作権者が分からない場合は、Google Reverse Image Search²¹を利用し、写真の元出典を検索することができる。写真のURLが分かった場合は、必ずURLを引用しなければならない。そうでなければ、その写真の引用をやめる必要がある。CC画像を利用する時、Creative Commons Browser plugin²²を利用することを推奨する。また、講義中に口頭でメディアの出典を学生に説明することも模範的な行為である²³。学生の発表も同様に要求される。著作権がある画像を利用したPPTは絶対に公表しないよう注意が必要である。写真を検索する時、例えば、Flickr²⁴で検索する時、画像がCreative Commons licensed、商業利用可、修正可などカテゴリに分けられ、Creative Commons licensedの画像だけを検索する必要がある。また、Flickrから画像を引用する時、画像の所有者にメールで一報する必要がある。

15 Instagram Community Terms of Use FAQs, <https://about.instagram.com/blog/announcements/instagram-community-terms-of-use-faqs/>

16 BOB, <https://learningonscreen.ac.uk/ondemand>

17 SSO (Single Sign On) : 一度のID・パスワードによるユーザー認証を行うだけで、複数のwebサービスやアプリケーション、クラウドサービスなどにログインすることができる仕組みである。

18 <https://www.filmbankmedia.com/>

19 <https://www.filmbankmedia.com/licences/stsl/>

20 <https://creativecommons.org/public-domain/cc0/>

21 Google Reverse Image Search, <https://support.google.com/websearch/answer/1325808?co=GENIE.Platform%3DDesktop&hl=en>

22 https://wiki.creativecommons.org/wiki/CC_Search_Browser_Plugins

23 Illustration for instruction, <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1988/48/section/32>

24 <https://www.flickr.com/>

3.12. ビデオコンファレンスの利用

Skype, Zoom, Microsoft Meet, Google Hangouts, FaceTimeなどツールを利用し、ビデオコンファレンス（ライブ、リアルタイム、インタラクティブ）、ライブストリーミング（Livestream, Ustream, YouTube, Webインナー、視聴者数限定しない）、ウェブキャスト（YouTube, MOOCなど）を行うことができる。視聴者の種類により著作権の扱いが異なる。私的なPeer to Peer会話の場合は、特に注意する必要がない。授業の学生に限定する時、ビデオコンファレンスは特に注意する必要がないが、ライブストリーミングやWebキャスト、視聴者を限定できない場合は著作権に注意しなければならない。特に、MOOC、パブリックイベントなど外部向き、視聴者を特定できない場合は、著作権に注意しなければならない。

また、ビデオコンファレンスする時に、背景音楽を流さない、テレビの番組を流さない、関係者以外の人を映さない、壁に画などの作品を映さない、他社の商品のロゴを映さないことに注意しなければならない。

3.13. Moodleの利用

MoodleはオープンソースのLMS（Learning Management System）である。講義資料、動画、PDF、リングなどを学生に公開することができる。Moodleに公開した各メディアに著作権がある。公的機関が公開した資料が教育に利用できるが、その資料をPDF化し、Moodleにアップロードし学生に公開するのは著作権侵害になる。またファイルのURLを第三者のホームページに経由せずのDeep-Linkingも著作権侵害になる。Top-Levelのリングが必要である。教科書を部分的にコピーし、学生に配布する場合は、UK CLA（Copyright Licensing Agency）²⁵のHE（Higher Education）ライセンスが必要である。また何人に配布するかの規定があるので、詳細、申請代行等は図書館に問い合わせる必要がある。Moodleに図書館が契約したデータベースやジャーナルに直接にリンクすることができるが、CCライセンスやeducation reuse statement、それ

以外のメディアを再利用する時、引用或いは許諾を取る必要がある。

3.14. ホームページの利用

大学のホームページやサイネージにメディアを公開する場合、著作権法に遵守しなければならない。自分のメディア（文章、写真、動画、音楽）以外、すべてのメディアに著作権がある。特に、Linking（外部サイトにリンク）、Framing（外部のページを部分的に自分のページに表示）、In-ling（外部ページの写真を自分のページに表示）が著作権侵害の恐れがある。自分が映ったテレビ番組の動画を大学のホームページにアップロードする時、著作権はテレビ局が所有するので、許諾が必要である。PDFなど資料の公開はeメールではなく、LMSに公開すべきである。LMSはSSOに管理され、関係者しかアクセスできないメリットがある。eメールは簡単に外部に転送される恐れがある。

4. おわりに

本稿はイギリスの大学が公開したメディアガイドラインを紹介した。著者が法律専門ではないので、ガイドラインに基づき、個人的な理解だけを述べた。

すべてのメディアに著作権がある。著作権侵害にならないよう、一番安全なのはメディアを自作する。他のメディアを利用する時、公正利用（Fair Use）²⁶が必要である。

自作以外のメディアを利用する時、以下のことに注意する必要がある。利用許諾を取る、embeddedせずLinkする、メディアの元著作権者を確認する、TASLを引用する（Title, Author, Source, License）、公的資料を利用する、CCライセンスのメディア（種類に注意）を利用する、著作権者を尊重し、メディア（正規の本など）を購入する。

本稿により、今後ポストコロナにおける著作物の教育利用に関する政策の策定、著作物の取扱い方法に寄与する。

25 <https://www.gov.uk/find-licences/copyright-licensing-agency-licence>

26 Fair Use, <https://www.dmlp.org/legal-guide/fair-use>, <https://support.google.com/legal/answer/4558992>

参考文献

- [1] 芳賀高洋 (2020) オンライン教育と著作権,
電子情報通信学会 基礎・境界ソサイエティ
Fundamentals Review, 14巻, 3号, pp.205-216
- [2] 望月俊男, 重田勝介, 村上正行, 隅谷孝洋
(2020) 教育の情報化に対応した著作権法の改
正とオンライン教育普及に向けた課題, 教育シ
ステム情報学会誌, 37巻, 4号, pp.255-266

